

○主な変更点

- ・舗装構成の設計時間を現行10年（信頼度90%）から20年（信頼度90%）へ
- ・摩耗層の廃止に伴って基本的な舗装構成、区分の変更
- ・仮復旧構成と材料を指定

○舗装構成区分の見直し

舗装の設計、施工の基本的な目標として設定する舗装計画交通量及び舗装の性能指標について、普通道路では疲労破壊輪数、塑性変形輪数とも標準荷重49kNの輪荷重を繰り返し加えた場合での基準値が示されていることから、現状と構造設計条件がそぐわない現行F,G断面については廃止する。

	現 行	改 定
車道	A.幹線市道(都市計画道路)	N5交通
	B.幹線1.2級市道(バス路線)	N4交通
	C.一般市道	
	D.簡易舗装道	N3交通
	E.砂利道	砂利道
	F.和徳地区区画道路(8m)	廃止
	G.和徳地区区画道路(6m)	廃止
歩道	H.歩道(一般部)	一般部
	I.歩道(車両通行部) 大型・中型貨物自動車等(6.5tを超えるもの)	第1種通路
	J.歩道(車両通行部) 普通貨物自動車等(6.5t以下)	第2種通路
	K.歩道(車両通行部) 乗用、小型貨物自動車	第3種通路

○車道の舗装構成

復旧断面	適用となる道路	適用となる条件
N5交通	都市計画道路	・都市計画道路に指定されている路線 (未施工部分も含む)
N4交通	幹線的市道	・中央線が設置されている ・外側線内側～内側の幅員が5.5m以上である ・中央線が設置できる幅員を備えた道路である
N3交通	生活道路	・上記に当てはまらない路線
砂利道	砂利道	・洗掘対策として瀝青安定処理材施工済みの路線は 上層路盤(C-20)施工後、瀝青安定処理材(20)t=4cm 施工する。